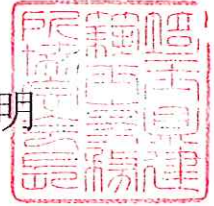


建築士事務所更新通知書

あなたから、さきに提出のあった建築士事務所登録申請については、下記のとおり登録したので、建築士法第23条の3第2項の規定により通知します。

平成30年 4月 5日

埼玉県指定事務所登録機関
(一社)埼玉県建築士事務所協会会長栗田政明



記

事務所名称	株式会社エスケー一級建築士事務所
所在地	埼玉県草加市谷塚上町358-7
開設者氏名	株式会社エスケー 代表取締役 小和口 信一
登録番号	一級 埼玉県知事登録 (4) 第8440号
更新年月日	平成30年 5月 2日
登録有効期間	平成30年 5月 2日 ~ 平成35年 5月 1日
管理建築士名	佃 昌典
管理建築士登録番号	一級 国土交通大臣登録 第119533号

(注 意)

1. 更新の登録申請は、有効期間満了の30日前までに行うこと。
2. 次の事項に変更があったときは、2週間以内に変更届を提出すること。
 - (1) 建築士事務所の名称又は所在地
 - (2) 申請者の氏名 (改姓又は代表者の変更等)
 - (3) 管理建築士の変更
 - (4) 法人登録の場合は役員
3. 廃業した場合は、30日以内に登録申請書副本、登録通知書を添付して廃業届を提出すること。